昭和四十六年厚生省令第三十三号

児童手当法施行規則

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十六条、第二十九条及び第三十条の規定に基づき、児童手当法施行規則を次のように定める。

（法第三条第一項の内閣府令で定める理由）

第一条　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「法」という。）第三条第一項の内閣府令で定める理由は、留学（日本国内に住所を有しなくなつた日の前日まで引き続き三年を超えて日本国内に住所を有していた者及びこれに準ずる者が教育を受けることを目的として外国に居住すること（当該日本国内に住所を有しなくなつた日から三年以内のものに限り、法第四条第一項第一号に規定する父母等と同居する場合を除く。）をいう。）とする。

（施設入所等児童の範囲）

第一条の二　法第三条第三項第一号の内閣府令で定める短期間の委託は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条に規定する保護者（以下「保護者」という。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつたことに伴い、二月以内の期間を定めて行われる委託とする。

2　法第三条第三項第二号の内閣府令で定める短期間の入所は、次の各号のいずれかに掲げる入所又は入院であつて、二月以内の期間を定めて行われるものとする。

一　児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて行われる法第三条第三項第二号に規定する障害児入所施設への入所又は児童福祉法第二十七条第二項の規定による同号に規定する指定発達支援医療機関への入院

二　保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつたことに伴い、児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて行われる法第三条第三項第二号に規定する乳児院等への入所

3　法第三条第三項第三号の内閣府令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。

4　法第三条第三項第四号の内閣府令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。

（父母指定者の届出）

第一条の三　法第四条第一項第二号に規定する父母指定者（以下「父母指定者」という。）が児童手当の支給を受けようとするときは、様式第一号による届書を、その者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくする支給要件児童（法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

（認定の請求）

第一条の四　法第七条第一項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第二号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　支給要件児童のうちに一般受給資格者（法第七条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。）の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する児童（施設入所等児童（法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第二条第二項、第五条第一項及び第六条第二項において同じ。）があるときは、当該児童の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

二　支給要件児童のうちに第一条の理由により日本国内に住所を有しない児童があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

三　一般受給資格者が支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

四　一般受給資格者が未成年後見人として支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

五　一般受給資格者が父母指定者として支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

六　一般受給資格者が法第四条第一項第一号に規定する父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

七　一般受給資格者が、支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者であつて、当該支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにすることができる書類

八　一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）又はその配偶者（法第四条第三項の規定を適用しないこととした場合に法第四条第一項第一号に該当することとなる者に限る。以下同じ。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者又はその配偶者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに一般受給資格者の法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書

九　法第五条第一項に規定する児童があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

十　一般受給資格者（支給要件児童のうちに三歳に満たない児童（法第六条第一項第一号イに規定する三歳に満たない児童をいう。第三条第一項第一号において同じ。）がある一般受給資格者に限る。）が被用者（法第十八条第一項に規定する被用者をいう。以下同じ。）であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

3　法第七条第二項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第三号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

4　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　施設等受給資格者（法第七条第二項に規定する施設等受給資格者をいう。以下同じ。）に施設入所等児童が委託されていること又はその設置する障害児入所施設等（法第四条第一項第四号に規定する障害児入所施設等をいう。以下同じ。）に施設入所等児童が入所若しくは入院をしていることを明らかにすることができる書類

二　施設等受給資格者（施設入所等児童のうちに三歳に満たない施設入所等児童（法第六条第一項第二号に規定する三歳に満たない施設入所等児童をいう。第三条第二項第一号において同じ。）がある施設等受給資格者に限る。）が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

（児童手当の額の改定の請求及び届出）

第二条　一般受給資格者として児童手当の支給を受けている者（以下「一般受給者」という。）が法第九条第一項の規定による児童手当の額の改定の請求を行う場合には、様式第四号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

2　前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる児童に係る前条第二項第一号から第七号まで及び第十号に掲げる書類を添えなければならない。

3　施設等受給資格者として児童手当の支給を受けている者（以下「施設等受給者」という。）が法第九条第一項の規定による児童手当の額の改定の請求を行う場合には、様式第五号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

4　前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる施設入所等児童に係る前条第四項各号に掲げる書類を添えなければならない。

第三条　一般受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じ

たときは、速やかに、様式第四号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一　一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳に満たない児童が三歳以上小学校修了前の児童（法第六条第一項第一号イに規定する三歳以上小学校修了前の児童をいう。次号において同じ。）となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

二　一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳以上小学校修了前の児童が小学校修了後中学校修了前の児童（法第六条第一項第一号イに規定する小学校修了後中学校修了前の児童をいう。次号及び第七条第一項において同じ。）となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

三　一般受給者に係る支給要件児童のうち小学校修了後中学校修了前の児童が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

四　一般受給者に係る支給要件児童が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

2　施設等受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第五号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一　施設等受給者に係る施設入所等児童のうち三歳に満たない施設入所等児童が三歳以上の施設入所等児童（法第六条第一項第二号に規定する三歳以上の施設入所等児童をいう。）であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

二　施設等受給者に係る施設入所等児童のうち中学校修了前の施設入所等児童（法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。第七条第二項において同じ。）が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

（現況の届出）

第四条　一般受給者は、毎年六月一日から同月三十日までの間に、その年の六月一日における状況を記載した様式第六号による届書を市町村長に提出しなければならない。

2　前項の届書には、第一条の四第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。

3　市町村長は、第一項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

4　施設等受給者は、毎年六月一日から同月三十日までの間に、その年の六月一日における状況を記載した様式第七号による届書を市町村長に提出しなければならない。

5　前項の届書には、第一条の四第四項第二号に掲げる書類を添えなければならない。

（氏名変更等の届出）

第五条　一般受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

一　氏名（法人にあつては、その名称）を変更したとき

二　支給要件児童のうちに氏名を変更した児童があるとき

三　配偶者の氏名に変更があつたとき

四　配偶者を有するに至つたとき又は配偶者を有しない者となるに至つたとき

2　市町村長は、前項各号の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

3　施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第九号による届書を市町村長に提出しなければならない。

一　施設等受給者が小規模住居型児童養育事業（児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を行う者であり、かつ、その氏名（法人にあつては、その名称）又は当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の名称を変更したとき。

二　施設等受給者が里親（児童福祉法第六条の四に規定する里親をいう。以下同じ。）であり、かつ、その氏名を変更したとき。

三　施設等受給者が障害児入所施設等の設置者であり、かつ、その氏名（法人にあつては、その名称）又は当該障害児入所施設等の名称若しくは種類を変更したとき。

四　氏名を変更した施設入所等児童があるとき。

（住所変更等の届出）

第六条　一般受給者は、住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域内において住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を変更したときは、十四日以内に、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

2　一般受給者は、支給要件児童のうちに住所を変更した児童があるときは、十四日以内に、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

3　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　当該児童が、一般受給者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域外に住所を変更したとき又は当該市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、当該児童の住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

二　当該児童が第一条の理由により日本国内に住所を有しなくなつたときは、当該事実を明らかにすることができる書類

4　一般受給者は、配偶者の住所に変更があつたときは、十四日以内に、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

5　市町村長は、第二項又は第四項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

6　施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第九号による届書を市町村長に提出しなければならない。

一　当該施設等受給者が、小規模住居型児童養育事業を行う者であり、かつ、その住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）を変更したとき又は当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村の区域内において当該所在地を変更したとき。

二　当該施設等受給者が、里親であり、かつ、その住所地の市町村の区域内において住所を変更したとき、又は居住地を変更した施設入所等児童があるとき。

三　当該施設等受給者が、障害児入所施設等の設置者であり、かつ、その住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）を変更したとき若しくは当該障害児入所施設等の所在地の市町村の区域内において当該所在地を変更したとき、又は居住地を変更した施設入所等児童があるとき。

（被用者又は被用者等でない者の別の変更の届出）

第六条の二　一般受給者（公務員（法第十七条第一項に規定する公務員をいう。以下同じ。）でない者に限る。）は、被用者又は被用者等でない者（法第十八条第三項に規定する被用者等でない者をいう。）の別に変更があつたときは、速やかに、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

（受給事由消滅の届出）

第七条　一般受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第十号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、引き続き法附則第二条第一項の給付の支給を受けることとなるとき、又は一般受給者に係る支給要件児童のうち小学校修了後中学校修了前の児童が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。

2　施設等受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第十一号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、施設等受給者に係る中学校修了前の施設入所等児童が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。

（住民基本台帳法による届出）

第八条　住民基本台帳法第二十三条又は第二十四条の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十九条の二の規定による附記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第六条第一項若しくは第六項

（同項第二号に該当する場合に限る。）又は前条の規定による届出があつたものとみなす。

（未支払の児童手当の請求）

第九条　法第十二条第一項に規定する未支払の児童手当を受けようとする者は、様式第十二号による請求書を市町村長に提出しなければならない。

２　法第十二条第二項に規定する未支払の児童手当を施設入所等児童であつた者に受けさせようとする者は、様式第十三号による請求書を市町村長に提出しなければならない。

（小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者の請求書等の提出）

第九条の二　この省令の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者が行う請求書又は届書の提出は、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居又は障害児入所施設等ごとに行わなければならない。

（児童手当の支給に関する通知）

第十条　市町村長は、児童手当の受給資格及びその額についての認定その他児童手当の支給に関する処分を行つたときは、文書で、その内容を請求者又は一般受給者若しくは施設等受給者に通知しなければならない。

（添付書類の省略等）

第十一条　市町村長は、この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

２　市町村長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれにかわるべき他の書類を添えて提出させることができる。

（公務員に関する特例）

第十二条　公務員についてこの省令を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条の四第一項	法第七条第一項	法第十七条第一項の規定によつて読み替えられる法第七条第一項
第一条の四第二号	支給要件児童のうちに一般受給資格者（法第七条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。）の住所地（法人にあつては、主たる事務所のいう。以下同じ所在地）の市町村（特別。）及び児童区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する児童（施設入所等児童（法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）を除く。この項、第二条第二項、第五条第一項及び第六条第二項において同じ。）があるときは、当該児童が世帯主であるその者が世帯主場合にはその旨、当該児童である場合にはその旨、その者	公務員である一般受給資格者（法第七条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同項に規定する一般受給資格者をつては、主たる事務所のいう。以下同じ所在地）の市町村（特別。）及び児童区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する児童（法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）を除く。この項、第二条第二項、第五条第一項及び第六条第二条第二項、第五条第一項及び第六条第二項において同じ。）が公務員である一般受給資格者又はその配偶者
第一条の四第八号	一般受給資格者（未成年の後見人であり、かつ、法第四条第人である場合を除く。）又は第三項の規定を適用しないこととした場合に法第四条第一項第一号に該当することとなる者に限る。以下同じ。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者又はその配偶者	一般受給資格者の

第二条第一項	市町村長	法第十七条第一項の規定によつて読み替えられる法第七条第一項の認定をする者
第三条第一項		
第四条第一項		
第五条第一項及び第三項		
第六条第一項、第二項及び第四項		
第七条第一項及び第五項		
第九条第一項		
第十条第一項		
第十一条		
第五条第一項	氏名（法人にあつては、その名称）	氏名
第六条第一項第一号	住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域内におい	住所

第六条第三項	て住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）添えなければならない	前二項添えなければならない。ただし、第二号に該当する場合には、第一号に掲げる書類を添えることを要しない
第十条	当該児童が、一般受給者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域外に住所を変更したとき又は当該市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、当該児童が世帯主であるその者が世帯主場合にはその旨、当該児童である場合にはその旨、その者	公務員である一般受給者又は
第十一条	一般受給者若しくは施設等受給者	公務員である一般受給者

２　公務員については、第八条の規定は、これを適用しない。

第十二条の二から第十二条の八まで　削除

（児童手当に係る寄附）

第十二条の九　法第二十条第一項の規定による児童手当に係る寄附の申出は、当該受給資格者に支給する児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）の額の全部又は一部について行うものとし、市町村長の定める日までに様式第十四号による申出書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

２　市町村長は、法第二十条第一項の規定による申出により寄附を受けたときは、当該寄附を申し出た受給資格者に対して、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

一　当該寄附をした者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二　当該市町村が寄附を受けた旨

三　当該寄附の額

四　当該寄附を受けた年月日

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）

第十二条の十　法第二十一条第一項及び第二項の規定による費用の支払の申出は、市町村長の定める日までに様式第十五号による申出書を市町村長に提出することによって行わなければならない。

2　法第二十一条第一項の学校教育に伴って必要な内閣府令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。

一　学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費

二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園又は特別支援学校の幼稚部（第五号において「幼稚園等」という。）の保育料

三　学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（第五号において「義務教育諸学校」という。）の児童又は生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用

四　児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業の利用に要する費用

五　その他義務教育諸学校又は幼稚園等の学校教育に伴って必要な費用

3　法第二十一条第一項の児童福祉法第五十六条第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）に類するものとして内閣府令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。

一　児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業の利用に要する費用

二　児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業の利用に要する費用

三　児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業の利用に要する費用

四　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第二号に規定する事業の利用に要する費用

五　その他法第二十一条第一項に規定する児童福祉法第五十六条第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）に類する費用

4　法第二十一条第二項の内閣府令で定める費用は、第二項第二号から第五号まで及び前項各号に掲げる費用とする。

（特別徴収の通知）

第十二条の十一　法第二十二条第二項の内閣府令で定める事項は、同項に規定する特別徴収対象者の氏名及び住所とする。

（施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の児童手当の取扱い）

第十二条の十二　法第二十二条の二第一項の規定による施設入所等児童に対する児童手当の支払は、施設等受給資格者に支給すべき児童手当のうち、当該施設入所等児童に係る部分を当該施設入所等児童（法第三条第三項各号に掲げる児童に該当しなくなった者を含む。）ごとに支払うことによって行うものとする。

（身分を示す証票）

第十三条　法第二十七条第二項（法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定によって当該職員が携帯すべき身分を示す証票は、様式第十六号による。

（報告書の提出）

第十四条　法第十七条第一項の規定によって読み替えられる法第七条第一項の認定をする者は、毎年三月末日までに、前年の三月からその年の二月までの間における児童手当の支給の状況についての報告書を内閣総理大臣に提出するものとする。

（準用規定）

第十五条　第一条、第一条の三、第一条の四第一項及び第二項、第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項から第三項まで、第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第五項まで、第六条の二、第七条第一項、第八条、第九条第一項、第十条から第十二条まで、第十二条の九から第十二条の十一まで並びに前条の規定は、法附則第二条第一項の給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の四第一項及び第二項第一号	法第七条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第七条第一項
第一条の四第二項第一号	住所地（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	住所地
第一条の四第二項第八号	法第五条第一項	法附則第二条第一項
第一条の四第二項	親族等並びに令等並びに令第七条に規定する扶養親族	法附則第二条第一項に規定する扶養親族
	第一条に規定す規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び扶養親族	法附則第二条第一項に規定する児童
	る同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族	法附則第二条第四項において準用する法第九条第一項
第二条第一項	法第九条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第九条第三項
第三条第一項	法第九条第三項	法附則第二条第四項において準用する法第九条第一項
第五条第一項第一号	氏名（法人にあっては、その名称）	氏名
第六条の見出し	住所変更等	住所変更
第六条第一項及び第三項第一号	住所地（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	住所地
第六条第一項	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	住所
第六条の二第一項	法第十七条第一項に規定する公務員	法附則第二条第四項において準用する法第十七条第一項に規定する公務員
	法第十八条第三項に規定する被用者等でない者	法附則第二条第四項において準用する法第二十六条第一項に規定する被用者等でない者
第七条	法附則第二条第一項の給付	児童手当
第九条	法第十二条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第十二条第一項
第十条	一般受給者若しくは施設等受給者	一般受給者
第十二条第一項の項	法第十七条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第十七条第一項
表の下欄	法第七条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第七条第一項
第十二条の九第一項及び第二項	法第二十条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第二十条第一項
第十二条の九第二項	児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）	法附則第二条第一項の給付
第十二条の九第一項	住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）	住所
第十二条第一項第一号	法第二十一条第一項及び第二項	法附則第二条第四項において準用する法第二十一条第一項及び第二項
第十二条の十第一項	法第二十一条第二項	法附則第二条第四項において準用する法第二十一条第一項
第十二条の十第四項	法第二十一条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第二十一条第一項
第十二条の十一	法第二十二条第二項	法附則第二条第四項において準用する法第二十二条第二項
第十四条	法第十七条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第十七条第一項
	法第七条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第七条第一項

附　則

1　この省令は、昭和四十七年一月一日から施行する。ただし、法附則第三条第一項の規定によってなされる手続に関しては、公布の日から施行する。

2　平成二十四年四月分及び五月分の児童手当の支給を受けようとする場合における法第七条第一項の規定による認定の請求については、様式第二号中「譲渡所得の有無」欄及び「所得の状況」欄には記載を要しないものとし、かつ、第一条の四第二項第八号及び第九号に掲げる書類は添付することを要しないものとする。

附　則（昭和四八年五月一〇日厚生省令第二二号）　抄

1　この省令は、昭和四十八年六月一日から施行する。

附　則（昭和五三年九月一日厚生省令第五八号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行日前に児童手当の認定を請求した者であつて、昭和五十三年十月以降の月分の児童手当の支給を受けようとするものは、速やかに、所得割の額の有無を記載した届書（同年一月一日において住所地の市町村若しくは特別区の区域内に住所を有しなかつた者又は児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項に規定する公務員にあつては、所得割の額につき、その有無を明らかにすることができる市町村長又は特別区の長の証明書とする。）を市町村長若しくは特別区の長又は同項の表の下欄に規定する者に提出しなければならない。

附　則（昭和五六年六月一六日厚生省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五七年五月三一日厚生省令第二三号）

この省令は、昭和五十七年六月一日から施行する。

附　則（昭和六〇年一一月二〇日厚生省令第四三号）

1　この省令は、昭和六十一年六月一日から施行する。

2　昭和六十一年六月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間においては、改正後の児童手当法施行規則（以下「新規則」という。）第一条第二項第四号中「病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる児童であつて、現に就学していないもの（満十五歳に達した日以後における最初の三月三十一日以前の児童に限る。以下同じ。）があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類」とあるのは「十五歳に達した日の属する学年の末日以後引き続いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部（以下「中学校等」という。）に在学する児童があるときは、在学証明書」と、新規則第五条中「病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる児童であつて、現に就学していないものがあるときは、速やかに、当該事実を明らかにすることができる書類」とあるのは「十五歳に達した日の属する学年の末日以後引き続いて中学校等に在学するに至つた児童があるときは、速やかに、在学証明書」とする。

3　昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間においては、新規則第一条第二項第四号中「支給要件児童のうちに病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる児童であつて、現に就学していないもの（満十五歳に達した日以後における最初の三月三十一日以前の児童に限る。以下同じ。）があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類」とあるのは「削除」と、新規則第二条第二項中「第四号まで」とあるのは「第三号まで」と、新規則第五条中「受給者は、支給要件児童のうちに病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる児童であつて、現に就学していないものがあるときは、速やかに、当該事実を明らかにすることができる書類を市町村長に提出しなければならない。」とあるのは「削除」と、新規則第十四条第一項の表中「／第四条第一項／第五条／」とあるのは「第四条第一項」とする。

4　法附則第六条第二項において準用する法第十七条第一項の規定によつて読み替えられる法附則第六条第二項において準用する法第七条の認定をする者が昭和六十二年に厚生大臣に提出する法附則第六条第一項の給付の支給の状況の報告書については、新規則第十七条において準用する新規則第十六条中「三月から」とあるのは、「六月から」とする。

附　則（昭和六三年三月一八日厚生省令第八号）

1　この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の際、現にあるこの省令による改正前の様式による請求書及び届の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附　則（昭和六三年五月三一日厚生省令第三九号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、昭和六十三年七月一日から施行する。ただし、第三条の規定並びに附則第三項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

3　第三条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式による請求書及び届の用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

（所得の額の計算方法に関する特例）

5　昭和六十三年六月一日前における児童手当法施行規則第一条第二項第五号の規定の適用については、同号中「計算した所得の額」とあるのは「計算した所得の額と昭和六十三年度分の市町村民税（特別区が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第二項の規定によつて課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。）に係る同法附則第三十三条の四第四項において準用する同条第一項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額とを合算した額」とする。

附　則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）　抄

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4　この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であって改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附　則（平成三年七月一九日厚生省令第四二号）

1　この省令は、平成四年一月一日から施行する。

2　この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成五年一二月二一日厚生省令第五〇号）

1　この省令は、平成六年一月一日から施行する。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による請求書及び届の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成六年二月二八日厚生省令第六号）

1　この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附　則（平成六年三月三一日厚生省令第二八号）

1　この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の際この省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附　則（平成七年三月三〇日厚生省令第二一号）　抄

1　この省令は、平成七年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成九年一二月二六日厚生省令第九二号）

1　この省令は、平成十年一月一日から施行する。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成一一年一月一一日厚生省令第八号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による請求書及び届の用紙につい

ては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成一一年五月二八日厚生省令第六〇号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、平成十一年七月一日から施行する。ただし、第五条及び附則第四項の規定は、同年六月一日から施行する。

（経過措置）

4　第五条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式による請求書及び届の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成一二年五月二六日厚生省令第九六号）

1　この省令は、平成十二年六月一日から施行する。ただし、児童手当法の一部を改正する法律（平成十二年法律第八十四号）附則第二条第一項（同法附則第三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によってなされる手続に関しては、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成一四年三月二六日厚生労働省令第三五号）　抄

（施行期日等）

1　この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際第一条による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成一四年五月二四日厚生労働省令第七〇号）　抄

（施行期日等）

1　この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一及び二　略

三　第四条及び附則第五項の規定　平成十四年六月一日

（経過措置）

5　第四条の規定の施行の際現にある同条による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成一六年六月一八日厚生労働省令第一〇六号）

1　この省令は、公布の日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。

2　この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成一八年三月三一日厚生労働省令第八五号）

1　この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成一八年五月三一日厚生労働省令第一二五号）

1　この省令は、平成十八年六月一日から施行する。

2　この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成一九年三月三一日厚生労働省令第六九号）

1　この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の際この省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附　則（平成二一年一二月二八日厚生労働省令第一六七号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附　則（平成二二年三月三一日厚生労働省令第五一号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附　則（平成二四年三月三一日厚生労働省令第六六号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第一条を第一条の四とする改正規定、第十二条第一項の表の改正規定（第一条の四第一項の項、第一条の四第二項第一号の項及び第一条の四第二項第八号の項に限る。）、第十五条の表の改正規定（第一条の四第一項及び第二項第一号の項並びに第一条の四第二項第一号の項に限る。）及び次条の規定は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百二十号）の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある次の各号に掲げる様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

一　この省令による改正前の様式

二　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第五十一号）の様式

三　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則の様式

附　則（平成二四年五月一八日厚生労働省令第八四号）

1　この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

2　この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成二六年一一月一三日厚生労働省令第一二二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附　則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第七三号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成二七年一二月一八日内閣府令第七三号）

（施行期日）

第一条　この府令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際この府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成二八年一月二九日内閣府令第三号）

この府令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附　則（平成二九年三月三一日内閣府令第一七号）

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附　則（平成二九年七月三日内閣府令第三八号）

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際この府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成二九年一二月一四日内閣府令第五三号）

（施行期日）

第一条　この府令は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の児童手当法施行規則第一条の四第二項第八号の規定は、平成三十一年六月以後の月分の児童手当法の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求について適用し、同年五月以前の月分の当該児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求については、なお従前の例による。

2　この府令の施行の際この府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成三〇年五月三〇日内閣府令第二三号）

（施行期日）

第一条　この府令は、平成三十年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の児童手当法施行規則第一条の四第二項第十号の規定は、平成三十年六月以後の月分の児童手当法の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求について適用し、同年五月以前の月分の当該児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求については、なお従前の例による。

2　この府令の施行の際この府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和元年五月七日内閣府令第一号）

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）による書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和元年六月二七日内閣府令第一五号）

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則（令和二年三月二七日内閣府令第一八号）

（施行期日）

第一条　この府令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際この府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和二年五月二五日内閣府令第四二号）

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際この府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和二年一二月二四日内閣府令第七六号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中児童手当法施行規則様式第一号、様式第三号から様式第五号まで及び様式第七号から様式第十三号までの改正規定、同令様式第二号及び様式第六号の改正規定（「（印）」及び「記入押印に代えて、署名することができます。」を削る部分に限る。）並びに同令様式第十四号及び様式第十五号の改正規定　公布の日

二　第一条中児童手当法施行規則様式第二号及び様式第六号の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）　令和三年五月一日

（児童手当法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の児童手当法施行規則第一条の四第二項の規定は、令和三年六月以後の月分の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求について適用し、同年五月以前の月分の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求については、なお従前の例による。

2　この府令（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この項及び次項において同じ。）の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和三年九月一日内閣府令第六〇号）

（施行期日）

1　この府令は、令和四年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正後の児童手当法施行規則第一条の四第二項第八号及び第十号並びに同条第四項の規定は、令和四年六月以後の月分の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求について適用し、同年五月以前の月分の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求については、なお従前の例による。

3　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

4　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和三年一〇月二二日内閣府令第六四号）　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

附　則（令和五年九月二九日内閣府令第七一号）

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現にある第四条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第1条の3関係）

様式第1号（第1条の3関係）

（表面）

児童手当・特例給付　父母指定者指定届

提出年月日	受付確認年月日
令和　・　・	令和　・　・

（届出先）市町村長　殿

1. 日本国内に住所を有しない父母等によって父母指定者として指定を受ける方が記入してください。

父母指定者	ふりがな 氏名		住所	〒 電話（　）	
	性別	男・女	生年月日	明治・大正 昭和・平成	・　・

2. 日本国内に住所を有しない父母等と別居している児童について、父母指定者として指定を受ける方が記入してください。

	氏名	父母指定者との関係	生年月日	父母指定者との同居・別居の別	住所	父母指定者と別居している理由
児童			平成 令和 ・　・	同・別		
			平成 令和 ・　・	同・別		
			平成 令和 ・　・	同・別		

3. 日本国内に住所を有しない父母等が記入してください。

児童を養育しないこととなる者	ふりがな 氏名		児童との続柄		住所	電話（　）
	性別	男・女	生年月日	昭和 平成 ・　・	婚姻見込年月日	・　・
上記児童の配偶者の者	配偶者の有無	有・無	ふりがな 氏名		児童との続柄	住所　電話（　）
	性別	男・女	生年月日	昭和 平成 ・　・	婚姻見込年月日	・　・

児童の生計を維持している私、＿＿＿＿＿＿＿＿は、
上記に記載されている者を父母指定者として指定いたします。

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎　※印の欄は、記入しないでください。
◎　字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

（切り取らずに市町村へご提出ください。）

児童手当・特例給付　父母指定者指定受領証

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿
父母指定者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿
児 童 の 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿

児童手当法第6条第1項第2号に定める父母指定者として、上記の者が指定されたことを証明します。

令和　　年　　月　　日

市町村長＿＿＿＿＿＿印

（日本産業規格A列4番）

（裏面）

注意

1.　この届は、日本国内に住所を有しない父母等によって当該父母等が生計を維持している児童の児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）を受給する者として指定されたカ（以下「父母指定者」といいます。）が、児童の住所地の市町村に提出するものです。
2.　父母指定者は表面の1及び2の各欄について記入してください。
3.　表面の2の「父母指定者と別居している理由」の欄は、児童が父母指定者と別居している場合に、その理由を記入してください。（例：児童が学校の寮に居住しているため同居できない）
4.　表面の3の各欄については、父母指定者を指定した父母等が記入してください。
5.　「婚姻見込年月日」欄は、国内に居住している児童の生計を維持している父母等又はその配偶者が日本国内に帰国する予定の年月日をそれぞれ記入してください。
6.　表面の3の下の下線部分は、父母指定者を指定した方が署名してください。これにより、父母指定者を指定することとなります。

・この届は、父母指定者に指定された方が児童の住所地の市町村へ提出してください。
・父母指定者が児童と同一の市町村に住所を有する場合は、父母指定者の住所地の市町村に対して児童手当等の認定請求をする際に、児童の住所地の市町村から発行される「児童手当・特例給付　父母指定者指定受領証」を提出してください。
・日本国内に住所を有しない父母等が帰国した時は、速やかに父母指定者の住所地の市町村及び児童の住所地の市町村へ申し出てください。

備考
1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第2号（第1条の4関係）

様式第2号（第1条の4関係）

（表面）

児童手当・特例給付　認定請求書

提出年月日	受付確認年月日
令和　・　・	令和　・　・

殿

請求者	①ふりがな 氏名（法人名等）		性別	男・女	生年月日	明治・大正 昭和・平成　・　・	住民票の有無	有・無
	②住所（法人のときは主たる事務所の所在地）	〒　－					空欄入力不要
	上欄と異なる場合に記入してください		電話（　）				
	③第1項想定の出生日から6月分以前等、6ヶ月以上分の出生等		金融機関名	銀行 信用金庫 信組 農協	支店コード（ゆうちょ）	口座番号	口座名義
	④ふりがな 氏名					住民票の有無	上欄と異なる場合に記入してください
配偶者等	⑤職業	ア．被用者　イ．公務員（勤務先：　　）　ウ．被用者等でない者		空欄入力不要			

氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	父母指定者との関係で調整をする場合に同居	中1～義務教育の児童に同居	小学校修了後中学校修了前の児童に同居
		平成 令和 ・　・	同・別	平成 令和　年　月		有・無	同・ ・ 過行	・未成年被扶人 ・父母指定者 ・同居父母		
		平成 令和 ・　・	同・別	平成 令和　年　月		有・無	同・ ・ 過行	・未成年被扶人 ・父母指定者 ・同居父母		
		平成 令和 ・　・	同・別	平成 令和　年　月		有・無	同・ ・ 過行	・未成年被扶人 ・父母指定者 ・同居父母		
		平成 令和 ・　・	同・別	平成 令和　年　月		有・無	同・ ・ 過行	・未成年被扶人 ・父母指定者 ・同居父母		

他機関への加入している公的年金制度の種別	ア．厚生年金保険　イ．国民年金　ウ．共済組合の組合員で　エ．その他（　　） ある場合は組合名称を記入してください。 1．1級障害年金受給 2．1級障害厚生年金 3．地方公務員等共済	受給資格者の被扶養者等及び児童の数	うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数　人	認定・該当年月日	認定・該当
		他機関の状況	令和　年分所得額 （請求者）　円 （配偶者）　円	令和　・　・ 健康保険組合　共済組合　国民健康保険　船員保険 円　円　円　円	令和　・　・ ・児童手当 ・特例給付

	区分	手当月額
	1歳未満分	円
	1歳以上小学校修了前分	円
	中学生分	円
	計	円

令　和　年分所得の合計額

審査	・																								
	請求者				円						円												円		
	配偶者				円						円												円		

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。　※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

（裏面）

注意

1　①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
2　②の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。
　また、請求者が個人であり、本年1月から5月までの月分については、前年もいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
3　⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
4　②、③、④、⑤、⑥及び⑩の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
5　⑤、⑥、⑪及び⑫の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかたちで）を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年被扶人等をいいます。なお、配偶者には、児童を徴収した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
　⑤の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年1月から5月までの月分については、前年もいます。）1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
6　⑧の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
7　児童が海外に留学している場合は、⑨の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているかの出国した年月を記入してください。
8　⑩の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
　ア　「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年被扶人又は父母指定者である場合で、請求者のその子と生計を同じくしているときにOで囲んでください。
　イ　「過行」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときにOで囲んでください。
9　⑪の欄は、⑪の欄に2人に達したない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
　ア　加入している公的年金制度について、「ア」から「カ」までのいずれか該当するものを全てO囲んでください。「ウ」をO で囲んだ場合は、「ウ」をO で囲んだ場合で、等共済組合員者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を納う全額負担していない場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「同種」又は「高任」と記入してください。
　イ　「ア」をO で囲んだ場合で、等共済組合員者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を納う全額負担していない場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「同種」又は「高任」と記入してください。
10　⑫の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、または［　］内には、このうち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
　なお、請求者の被扶ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童がある場合は、その数を加えた数を記入してください。
　いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
11　⑬の欄は、請求者及び配偶者の前年1月から5月までの月分については、前々年もいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額（所得税法に規定する総与所得又は雑所得（1)の年金等に係るものに限ります。）を全てする場合は、当該所得金額の合計額から20万円を控除した金額（当該金額を乗じて同じ場合には、乗じいます。）とこの外金等所得以外の雑所得とを合算した額を総与所得の金額及び雑所得の金額の合計額として計算した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに⑭欄に先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入してください。
　なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入してください。
12　この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類によって証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。以下同様です。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
　ア　児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合には不の旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
　イ　児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
　ク　児童が請求者自身の子でない、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
　ニ　請求者が未成年被扶人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
　オ　請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
　カ　児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年被扶人又は父母指定者である場合を除く。）
　キ　生計を同じくしない配偶者等を別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
　ク　請求者又は配偶者が本年（1月から5月までの月分については、前年もいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年もいます。）の所得の額と、請求者の所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
　ケ　「2ロ」の後段に該当する児童がある場合は、その事実を明らかにすることができる書類
　コ　⑫の欄に2に掲たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

備考
1. この欄を除き、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第3号（第1条の4関係）

様式第3号(第1条の4関係)

（表面）

児童手当　認定請求書(施設等受給資格者用)

提出年月日	令和　・　・
受付機関年月日	令和　・　・

請求者	(ふりがな) 設置者等の氏名 (法人名等)	姓 個人番号	職業	ア．被用者 イ．公務員 ウ．被用者等でない者	支給金融機関 名称 / 支店名 銀行 金庫 信組 農協 漁協 口座番号 / 口座名義
	性別 男・女	生年月日 明治 大正 昭和 平成　・　・	設置者等の住所地(法人の主たる事務所の所在地)	〒　－ 電話　(　　)	
	施設等の名称	施設等の種類	施設等所在地又は里親住所地	〒　－ 電話　(　　)	

	氏名	生年月日	備考	加3歳未満の児童C同	加3歳以上の児童C同
世帯員の明細		平成 令和　・　・			
		平成 令和　・　・			
		平成 令和　・　・			
		平成 令和　・　・			
		平成 令和　・　・			
		平成 令和　・　・			

加入している公的年金の種別	ア．厚生年金保険 他以下の共済組合の組合員である場合は保険内にご記入ください。 （　）私立学校教職員共済 （　）国家公務員共済 （　）地方公務員等共済 イ．国民年金 ウ．その他（　　）	申請定・却下年月日 令和　・　・	申支給開始年月 令和　・	申手当月額 3歳未満分　円 3歳以上分　円 計　円

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎　※印の欄は、記入しないでください。
◎　字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

(日本産業規格A列4番)

（裏面）

注意

1　「設置者等の氏名(法人名等)」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。設置者が国又は地方公共団体である場合は、団体名及び代表者氏名等を記入してください。
2　「個人番号」の欄は、請求者が個人かつ被用者である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
3　「職業」、「性別」、「生年月日」、「加入している公的年金制度の種別」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
4　「施設等の名称」の欄は、児童が委託され、又は入所している施設等の名称を記入してください。里親の場合は記入する必要はありません。
5　「施設等の種類」の欄は、以下のうちで当てはまる施設等の種類を記入してください。
　小規模住居型児童養育事業者、里親、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設、婦人保護施設
6　「設置者等の住所地(法人の主たる事務所の所在地)」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合はその主たる事務所の所在地を記入してください。
7　「施設等所在地又は里親住所地」の欄は、請求者が施設等の設置者(小規模住居型児童養育事業を行う者を含みます。以下同様です。)である場合は児童が委託され、又は入所している施設等の所在地を、里親の場合は住民票上の住所を記入してください。
8　「支払希望金融機関」の欄には、児童手当の支払を希望する金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義を記入してください。なお、設置者が国又は地方公共団体である場合は、児童一人一人の支払希望金融機関・支店名・口座番号・口座名義が分かる書類を添えて提出してください。
9　「施設入所等児童」の欄は、当該里親等に委託され、又は当該施設等に入所若しくは入院をしている15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について、記入してください。記入に代えて、名簿を添えて提出することも可能です。(委託又は入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は施設入所等児童には該当しません。)
10　備考欄は、同一の受給者が同一の施設として複数の施設を運営している場合であって当該複数の施設のうち施設等所在地と異なる所在地にある施設に居住している等により施設等所在地と居住地が異なる施設入所等児童がいる場合に当該施設入所等児童の居住地を記入してください。
11　「加入している公的年金制度の種別」の欄は、施設入所等児童のうちに3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
　①　加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、(　)内にその年金の名称を記入してください。
　②　「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
12　この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長(特別区の区長を含みます。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
　①　施設入所等児童が委託され、又は入所若しくは入院をしていることを明らかにすることができる書類(施設入所等児童に係る措置決定通知書又は契約書の写し)
　②　施設入所等児童のうちに3歳に満たない児童がいる請求者に被用者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
13　施設等の設置者は、施設等ごとに施設等の所在地の市町村(特別区を含みます。)へこの請求書を提出してください。

備考

1.　「個人番号」の欄を除き、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2.　受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第4号（第2条・第3条関係）

様式第4号(第2条・第3条関係)

（表面）

児童手当・特例給付　額改定請求書 / 額改定届

提出年月日	令和　・　・
受付機関年月日	令和　・　・

受給者	(ふりがな) 氏名 (法人名等)	姓	住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 電話　(　　)	
	性別 男・女	生年月日 明治 大正 昭和 平成　・　・		加入している公的年金制度の種別	ア．厚生年金保険 他以下の共済組合の組合員である場合は保険内にご記入ください。 （　）私立学校教職員共済 （　）国家公務員共済 （　）地方公務員等共済 イ．国民年金 ウ．その他（　　）
	職業	ア．被用者 イ．公務員 ウ．被用者等でない者			

増額又は減額の別　　増額・減額

増額又は減額の原因となる児童

氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の同居等	住所	現況届の有・無	受給資格の開始又は、該当する場合にご同
		平成 令和　・　・	同・別	平成 令和　年　月		有・無	同一・継続・未成年後見人・父母指定者・同居父母
		平成 令和　・　・	同・別	平成 令和　年　月		有・無	同一・継続・未成年後見人・父母指定者・同居父母
		平成 令和　・　・	同・別	平成 令和　年　月		有・無	同一・継続・未成年後見人・父母指定者・同居父母
		平成 令和　・　・	同・別	平成 令和　年　月		有・無	同一・継続・未成年後見人・父母指定者・同居父母
		平成 令和　・　・	同・別	平成 令和　年　月		有・無	同一・継続・未成年後見人・父母指定者・同居父母

増額した理由	ア．出生 イ．その他(
減額した理由	ア．死亡した イ．監護しなくなった ウ．生計を同じくしなくなった エ．生計を維持しなくなった オ．日本国内に住所を有しなくなった (留学を理由とするものを除く) カ．未成年後見人でなくなった キ．父母指定者でなくなった ク．児童等への虐待又は児童福祉施設等への措置の解除 ケ．児童等一の委託又は児童福祉施設等への入所措置による入院 コ．児童と同居しなくなった (里親住居の場合を除く) サ．その他(

事由の発生した年月日	令和　・　・		
備考	申請・改定・届出・却下	申請定・改定・却下年月日 令和　・　・	申支給開始年月 令和　・	申手当月額 3歳未満分　円 3歳以上小学校修了前分　円 中学生分　円

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎　※印の欄は、記入しないでください。
◎　字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

(日本産業規格A列4番)

（裏面）

注意

1　この用紙は、受給者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)をする児童(16歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいいます。)に属するかり、その児童、児童手当等(児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。)の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入のと、提出してください。
　なお、児童手当等の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
2　児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の同居等」の欄に、いつから留学しているかは(回)した年月を記入してください。
3　「氏名(法人名等)」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
4　「住所(法人の主たる事務所の所在地)」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
5　「性別」、「職業」、「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
6　「加入している公的年金等の種別」の欄は、3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
　ア．加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、(　)内にその年金の名称を記入してください。
　イ．「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
7　「生計関係」の欄は、次により記入してください。
　①　「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
　②　「継続」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
8　「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
9　「減額した理由」の欄は、「ア」から「コ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「コ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。(※「ク．児童等への虐待又は児童福祉施設等への入所措置による入院」については、委託又は入所措置による入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。)
10　「事由の発生した年月日」の欄は、「8」又は「9」の事由の発生した年月日を記入してください。
11　この請求書には、児童手当等の額が増額する場合は、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長の確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
　①　児童が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
　②　児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなったその前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
　③　児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
　④　受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
　⑤　受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
　⑥　児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
　⑦　生計を同じくしない転勤等を別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
　⑧　3歳に満たない児童がいる受給者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第5号（第2条・第3条関係）

様式第5号（第2条・第3条関係）

（表面）

児童手当・特例給付　額改定請求書
額　改　定　届　（施設等受給者用）

額						施設等年月日	申受付機関等年月日
						令和　・　・	令和　・　・
受給者	（ふりがな） 設置者の氏名（法人名等）		住所	男・女	加入している公的年金制度の種別	ア．厚生年金保険　イ．国民年金 ウ．その他の組合等である場合は（　　） 根拠内に○を記入してください。 （1）私立学校教職員共済 （2）国家公務員共済 （3）地方公務員等共済	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成　・　・	職業	ア．雇用者 イ．公務員 ウ．雇用者等でない者			
	電話等の番号		現住所の郵便番号	設置者等が住所地（法人の主たる事務所の所在地）	〒　－ 電話（　）	実施機関又は住民登録地	〒　－ 電話（　）

額改定請求理由	
増額又は減額が見込まれる年度	令和　年度

増額又は減額が見込まれる年度		
氏名	生年月日	備考
	平成・令和　・　・	
	平成・令和　・　・	
	平成・令和　・　・	
	平成・令和　・　・	
	平成・令和　・　・	
	平成・令和　・　・	
	平成・令和　・　・	
	平成・令和　・　・	
	平成・令和　・　・	
	平成・令和　・　・	
	平成・令和　・　・	
	平成・令和　・　・	
	平成・令和　・　・	
	平成・令和　・　・	
	平成・令和　・　・	
	平成・令和　・　・	
	平成・令和　・　・	

増額した理由	ア．事実又は入所若しくは入院 イ．その他（　　）
減額した理由	ア．死亡した イ．参加解除された又は退所若しくは退院をした ウ．その他（　　）

事由の生じた年月日			令和　・　・	
額改定	申請定・改定・認定	申請定・改定・認定年月日	申請定・改定・認定年月日	申受付月額
		令和　・　・	令和　・　・	3歳未満分　円 3歳以上分　円 計　円

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎　※印の欄は、記入しないでください。
◎　字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

（日本産業規格A4規格）

（裏面）

注意

1．この用紙は、児童等に委託され、又は施設等に入所若しくは入院をしている児童（以下「施設入所等児童」といいます。）に異動があり、その結果、児童手当の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。増額の原因となる児童と減額の原因となる児童がいる場合は、別々の用紙で提出してください。
2．「設置者等の氏名（法人名等）」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。設置者が国又は地方公共団体である場合は、団体名及び代表者氏名等を記入してください。
3．「職業」、「性別」、「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
4．「加入している公的年金等の種別」の欄は、3歳に達たない児童がいる設置者に限り、提出の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
　ア．加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
　イ．「ウ」を○で囲んだ場合で、無保険被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「国種」又は「高任」と記入してください。
5．「施設等の名称」の欄は、児童が入所している施設等の名称を記入してください。児童の場合は記入する必要はありません。
6．「施設等の種類」の欄は、以下のうちで当てはまる施設等の種類を記入してください。
　小規模住居型児童養育事業者、里親、障害児入所施設、指定知的障害児、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設、婦人保護施設
7．「設置者等の住所地（法人の主たる事務所の所在地）」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合はその主たる事務所の所在地を記載してください。
8．「施設等所在地又は児童住所地」の欄は、受給者が施設等の設置者（小規模住居型児童養育事業者を行う者を含みます。以下同様です。）である場合は児童が表記され、又は入所若しくは入院をしている施設等の所在地を、児童の場合は住民票上の住所を記入してください。
9．「増額又は減額の原因となる施設入所等児童」の欄は、当該児童等に委託され、又は当該施設等に入所若しくは入院をしている3歳に達する日以降の最初の3月31日までに開始されたことについて、記入してください。記入は代えて、名簿を添えて提出することも可能です。（保委託又は入所若しくは入院は2日以内の期間を定めて行われたものである第一定の要件に該当する場合は施設入所等児童には該当せず、支給の対象とはなりません。）
10．「額等欄」は、同一の受給者が同一の施設として複数の施設を運営している場合であって当該複数の施設のうち施設等所在地と異なる所在地にある施設に居住している等により施設等所在地と居住地が異なる施設入所等児童がいる場合に当該施設入所等児童の居住地を記入してください。
11．「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
12．「減額した理由」の欄は、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲み、「ウ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
13．「事由の生じた年月日」の欄は、「11」又は「12」の事由の発生した年月日を記入してください。
14．この提出書には、児童手当の額が増額する場合は、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。
　・　施設入所等児童が委託され、又は入所若しくは入院をしていることを明らかにすることができる書類（施設入所等児童に係る措置決定通知書又は契約書の写し）
15．施設等の設置者は、施設等ごとに施設等の所在地の市町村（特別区を含みます。）への請求書を提出してください。
16．設置者が国又は地方公共団体である場合は、児童一人一人の支払希望金融機関・支店名・口座番号・口座名義がわかる書類を添えて提出してください。
17．3歳に達たない児童がいる設置者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類を添えて提出してください。

備考
1．必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2．受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第6号（第4条関係）

様式第6号（第4条関係）

（表面）

児童手当・特例給付　現況届

額						額改定年月日	申受付機関等年月日
						令和　・　・	令和　・　・
受給者	（ふりがな） 氏名（法人名等）		②性別	男・女	③住所（法人の主たる事務所の所在地）	―	
	②生年月日	明治 大正 昭和 平成　・　・	②職業	ア．雇用者 イ．公務員 ウ．雇用者等でない者	③配偶者の有無	有・無	電話（　　）
					6年1月1日時点の住所	上欄と異なる場合に記入してください	
配偶者	（ふりがな） 氏名		②職業	ア．雇用者 イ．公務員（教職員を除く） ウ．雇用者等でない者	③住所（①と異なる場合）		
					6年1月1日時点の住所	上欄と異なる場合に記入してください	

現況届												
氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	施設等に入っている場合の住所等	他用	配偶者の有無	生計関係	収入要件の関係で扶養する場合に○印	(1)3歳未満の児童に○印	(2)3歳以上小学校修了前の児童に○印	第1小学校修了後中学校修了前の児童に○印
		平成 令和　・　・	同・別			有・無	同一 ・ 継続	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
		平成 令和　・　・	同・別			有・無	同一 ・ 継続	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
		平成 令和　・　・	同・別			有・無	同一 ・ 継続	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
		平成 令和　・　・	同・別			有・無	同一 ・ 継続	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
		平成 令和　・　・	同・別			有・無	同一 ・ 継続	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			

受給者の加入している公的年金制度の種別	ア．厚生年金保険　イ．国民年金 根拠等の組合等である場合は○印を記入してください。 （1）私立学校教職員共済 （2）国家公務員共済 （3）地方公務員等共済 ウ．その他（　　）	受給者の扶養親族等及び児童の数	1人を扶養親族等とする場合は、その扶養親族等の内訳 令和　年分所得税 （受給者）　円 （配偶者）　円	所得税の状況	区分 手当月額 ・児童手当 3歳未満分　円 3歳以上小学校修了前分　円 中学生分　円 計　円

令和　年分所得税の合計額											
区分	1人を扶養親族等とする場合は、その扶養親族等の所得税額を含む	1人を扶養親族等とする場合は、その扶養親族等の所得税額を除く	控除	障害者控除額	医療費控除額	小規模企業共済等掛金控除額	配偶者（特別）控除額	扶養控除額（16歳未満の扶養親族を除く）	配偶者・ひとり親・寡婦・勤労学生控除額	雑損控除額
受給者	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
配偶者	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。　※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

（裏面）

注意

1．児童手当又は特例給付の受給者は、6月1日から同月30日までの間に、本年6月1日の現況について、この届を提出してください。この期間中に提出しないと手当の支払が遅しめられることがあります。
2．①の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
3．②の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。また、受給者が個人であり、本年1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
4．②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の欄は、受給者が法人である場合には記入する必要はありません。
5．⑦、⑧及び⑨の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懲戒した当時婚姻の届出をしていないが、受給者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
　⑦の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上欄に記入してください。また、配偶者等が本年1月1日に他と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
6．⑩の欄は、受給者が養育する18歳に達する月以後の最初の3月31日までの間にあるかどうかについて、記入してください。
7．⑪の「生計関係」の欄は、次による記入してください。
　ア　「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
　イ　「継続」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んください。
8．⑫の欄は、⑪の欄に2歳に達たない児童がいる受給者に限り、本年6月1日における公的年金制度の加入状況について、次により記入してください。
　ア　加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するもの○で囲んでください。
　　「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
　イ　「ア」を○で囲んだ場合で、無保険被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「国種」又は「高任」と記入してください。
9．⑬の欄は、受給者及び配偶者の前年の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額（所得税法に規定する総与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限ります。）を省する場合は、当該所得金額の合計額から10万円を控除した金額（当該金額を零とする所得税については、零とします。）とし公的年金等所得以外の雑所得とを合算した額を総与所得の金額及び雑所得の金額の合計額として計算した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る金額所得等の金額の合計額から、8万円を控除した額を記入して下さい。
　なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
10．⑭の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、また、[ ] 内には、このうち、⑩欄上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。なお、受給者の養族ではないが、前年の12月31日に受給者が生計を維持した児童がある場合は、その数を加えた数を記入してください。
　いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
11．この届には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
　ア　児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
　イ　児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
　ウ　児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と同居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
　エ　受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
　オ　受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
　カ　児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
　キ　生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
　ク　受給者又は配偶者が本年1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、受給者又は配偶者の前年の所得の額と、受給者の所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
　ケ　「10」の後段に該当する児童がある場合は、その事実を明らかにすることができる書類
　コ　⑩の欄に2歳に達たない児童がいる受給者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

備考
1．必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2．受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第7号（第4条関係）

様式第7号（第4条関係）

（表面）

児童手当　現況届（施設等受給者用）

殿

								提出年月日	申受付機関年月日
								令和　・　・	令和　・　・
受給者	ふりがな 設置者等の氏名（法人名等）		職業	ア．被用者 イ．公務員 ウ．被用者等でない者	性別	男・女	生年月日	明治 大正 昭和 平成　・　・	設置者等の住所地（法人の主たる事務所の所在地） 〒　― 電話　（　）
	施設等の名称			施設等の種類			施設等所在地又は里親住所地	〒　― 電話　（　）	

施設入所等児童	氏名	生年月日	備考	第3歳未満の児童に○印	第3歳以上の児童に○印
		平成 令和　・　・			
		平成 令和　・　・			
		平成 令和　・　・			
		平成 令和　・　・			
		平成 令和　・　・			
		平成 令和　・　・			

加入している公的年金制度の種別	ア．厚生年金保険 共済組合等の組合員である場合は括弧内に○を　ウ．その他（　　） （　）私立学校教職員共済 （　）国家公務員共済 （　）地方公務員等共済 イ．国民年金	申不明月額 3歳未満分　円 3歳以上分　円 計　円

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎　※印の欄は、記入しないでください。
◎　字は、楷書（かいしょ）ようではっきり書いてください。

（裏面）

注意

1　「設置者等の氏名（法人名等）」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。設置者が国又は地方公共団体である場合は、団体名及び代表者氏名等を記入してください。
2　「職業」、「性別」、「生年月日」、「加入している公的年金制度の種別」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
3　「施設等の名称」の欄は、児童が委託され、又は入所若しくは入院をしている施設等の名称を記入してください。里親の場合は記入する必要はありません。
4　「施設等の種類」の欄は、以下のうちで当てはまる施設等の種類を記入してください。
　小規模住居型児童養育事業者、里親、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設、婦人保護施設
5　「設置者等の住所地（法人の主たる事務所の所在地）」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合はその主たる事務所の所在地を記入してください。
6　「施設等所在地又は里親住所地」の欄は、請求者が施設等の設置者（小規模住居型児童養育事業を行う者を含みます。以下同様です。）である場合は児童が委託され、又は入所若しくは入院をしている施設等の所在地を、里親の場合は住民票上の住所を記入してください。
7　「施設入所等児童」の欄は、当該里親等に委託され、又は当該施設等に入所若しくは入院をしている15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。記入に代えて、名簿を添えて提出することも可能です。（※委託又は入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものであるなど一定の要件に該当する場合は施設入所等児童には該当しません。）
8　備考欄は、同一の受給者が同一の施設として複数の施設を運営している場合であって当該複数の施設のうち施設等所在地と異なる所在地にある施設に居住している等により施設等所在地と居住地が異なる施設入所等児童がいる場合に当該施設入所等児童の居住地を記入してください。
9　「加入している公的年金制度の種別」の欄は、施設入所等児童のうちに3歳に満たない児童がいる受給者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
　①　加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（　）内にその年金の名称を記入してください。
　②　「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
10　この届には、施設入所等児童のうちに3歳に満たない児童がいる受給者が被用者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
11　施設等の設置者は、施設等ごとに施設等の所在地の市町村（特別区を含みます。）へこの届を提出してください。

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第8号（第5条・第6条関係）

様式第8号（第5条・第6条関係）

（表面）

児童手当・特例給付　廃止　等変更届

殿

							提出年月日	申受付機関年月日
							令和　・　・	令和　・　・

受給者	氏名 （法人名等）		職業	ア．被用者 イ．公務員 ウ．被用者等でない者	
	住所 （法人の主たる事務所の所在地）	〒　― 電話　（　）			
	加入している公的年金制度の種別	厚生年金保険（船員保険を含む）・共済組合（　）・国民年金（第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者）・その他（　　）・ア～ウに該当しない			
受給者	氏名 （法人名等）		職業	ア．被用者 イ．公務員 ウ．被用者等でない者	
	住所 （法人の主たる事務所の所在地）	〒　― 電話　（　）			
	加入している公的年金制度の種別	厚生年金保険（船員保険を含む）・共済組合（　）・国民年金（第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者）・その他（　　）・ア～ウに該当しない			

廃止	廃止年月日	年　月　日	
変更前	氏名		
	住所	〒　― 電話　（　）	
変更後	氏名		
	住所	〒　― 電話　（　）	
変更年月日	年　月　日		
変更前	氏名		
	住所	〒　― 電話　（　）	
変更後	氏名		
	住所	〒　― 電話　（　）	
変更年月日	年　月　日		
変更前	氏名		
	住所	〒　― 電話　（　）	
変更後	氏名		
	住所	〒　― 電話　（　）	
変更年月日	年　月　日		
変更前	氏名		
	住所	〒　― 電話　（　）	
変更後	氏名		
	住所	〒　― 電話　（　）	
変更年月日	年　月　日		
変更前	氏名		
	住所	〒　― 電話　（　）	
変更後	氏名		
	住所	〒　― 電話　（　）	
変更年月日	年　月　日		
特記			
受給者	住所 （法人の主たる事務所の所在地）	〒　― 電話　（　）	
	氏名 （法人名等）		

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎　※印の欄は、記入しないでください。
◎　字は、楷書（かいしょ）ようではっきり書いてください。

（日本産業規格A列4番）

（裏面）

注意

1　この届は、以下の場合に提出してください。
　①　受給者が死亡、住所（受給者が法人である場合は法人名及び代表者氏名又は主たる事務所の所在地）を変更した場合
　②　受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）の氏名又は住所を変更した場合
　③　受給者の配偶者の氏名又は住所を変更した場合
　④　受給者が配偶者を有するに至った場合又は配偶者を有しない者となるに至った場合
　⑤　受給者が被用者又は被用者等でない者の例を変更した場合
2　受給者の住所の変更について、この届を提出するべき要件あるのは、受給者が当該市町村（特別区を含みます。以下同様です。）内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出していただくことになります。
3　児童の住所の変更のうち、次の場合は、住所を変更した後、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合には不の例、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたものを添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
　①　当該市町村から他の市町村に住所を変更した場合
　②　他の市町村から第二別の市町村に住所を変更した場合
　③　他の市町村から区域内で住所を変更した場合
4　児童の住所の変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に滞在していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。
5　この届は、1の①から③までに掲る事項を変更してから14日以内に、1の③に掲る事項を変更した場合は速やかに提出してください。

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第９号（第５条・第６条関係）

様式第9号（第5条・第6条関係）

（表面）

児童手当　氏名 住所　等変更届（施設等受給者用）

提出年月日	市受付確認年月日
令和　・　・	令和　・　・

殿

受給者	変更前	設置者等の氏名（法人名）			施設等の種類
		施設等の名称			
		設置者等の住所等（法人の主たる事務所の所在地）	〒　— 電話　（　）		
		施設等の所在地（住所）	〒　— 電話　（　）		
	変更後	設置者等の氏名（法人名）			施設等の種類
		施設等の名称			
		設置者等の住所等（法人の主たる事務所の所在地）	〒　— 電話　（　）		
		施設等の所在地（住所）	〒　— 電話　（　）		
	実施年月日		令和　・　・		
施設入所等児童	変更前	氏名			
		居住地	〒　— 電話　（　）		
	変更後	氏名			
		居住地	〒　— 電話　（　）		
	実施年月日		令和　・　・		
	変更前	氏名			
		居住地	〒　— 電話　（　）		
	変更後	氏名			
		居住地	〒　— 電話　（　）		
	実施年月日		令和　・　・		
	変更前	氏名			
		居住地	〒　— 電話　（　）		
	変更後	氏名			
		居住地	〒　— 電話　（　）		
	実施年月日		令和　・　・		
備考					

住所
（法人の主たる事務所の所在地）　〒　—
氏名等
受給者（法人名及び代表者氏名）　電話　（　）

① 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
② 印の欄は、記入しないでください。
③ 字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

（日本産業規格A列4番）

（裏面）

注意

1 「設置者等の氏名（法人名）」の欄は、施設者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。設置者が国又は地方公共団体である場合は、団体名及び代表者氏名等を記入してください。
2 この届は、受給者が次のいずれかに該当する場合に提出してください。
① 設置者等の氏名（法人名）又は施設等の名称を変更した場合
② 施設等の種類を変更した場合
③ 受給者が施設等の設置者（小規模住居型児童養育事業を行う者を含みます。以下同様です。）にあっては、その住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）を変更した場合。また、受給者が里親にあっては、同一市町村（特別区を含みます。）内で住所を変更した場合
④ 同一市町村内で施設等の所在地を変更した場合
⑤ 同一の受給者が同一の施設として複数の施設を運営している場合であって施設入所等児童が当該複数の施設の間で移動する等により施設入所等児童の居住地を変更した場合
⑥ 施設入所等児童の氏名が変更された場合
3 「施設等の種類」の欄は、下記のうちで当てはまる施設等の種類を記入してください。

保育所、入所施設、指定保護処置児童福祉施設、乳児院、児童養護施設、児童心療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設、婦人保護施設

4 施設等の設置者は、施設等ごとに施設等の所在地の市町村へこの届を提出してください。
5 この届は、届出事由が発生してから14日以内に提出してください。

備考
1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第１０号（第７条関係）

様式第10号（第7条関係）

（表面）

児童手当・特例給付　受給事由消滅届

提出年月日	市受付確認年月日
令和　・　・	令和　・　・

殿

受給者	（ふりがな） 氏名 （法人名等）		生年月日　明治 大正 昭和 平成　・　・
	住所 （法人の主たる事務所の所在地）	〒　— 電話　（　）	
消滅した受給事由 （該当するものを○で囲んでください）	1. 受給者が日本国内に住所を有しなくなった 2. 受給者が他の市町村（特別区を含む）に転出した 3. 受給者が児童と別居することとなった（単身赴任の場合を除く） 4. 死亡等後見人でなくなった 5. 父母指定でなくなった（児童の生計を維持する父母等の特定） 6. 児童について、次の事実が生じた ① 死亡した ② 監護しなくなった ③ 生計を同じくしなくなった ④ 生計を維持しなくなった ⑤ 日本国内に住所を有しなくなった（留学を理由とするものを除く） ⑥ 里親等への委託又は児童福祉施設等への入所者しくは入院 ⑦ その他（　　） 7. その他（　　）		
6の場合における児童の氏名			
消滅事由の発生した年月日	令和　・　・		
備考			

① 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
② 印の欄は、記入しないでください。
③ 字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

（日本産業規格A列4番）

（裏面）

注意

1 受給者が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を変更したことにより児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の受給事由が消滅した場合で、その住所の変更について、転出届に児童手当等の受給者であることを書いて提出した場合には、この届は提出する必要はありません。なお、6の欄又は7をご覧ください。（　）内にその理由を具体的に記入してください。
2 全ての児童が18歳に達する日は毎年度末の3月31日を経過したときとより、児童手当等の受給事由が消滅した時、この届を提出する必要はありません。
3 「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
4 6の欄は、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所者しくは入院が3月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、この届を提出する必要はありません。

備考
1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第１１号（第７条関係）

様式第11号(第7条関係)

（表面）

児童手当　受給事由消滅届(施設等受給者用)

殿

受給者	(ふりがな) 受給者等の氏名 (法人名等)		生年月日	明治 大正 昭和 平成 ・ ・	提出年月日	受付機関年月日
					令和 ・ ・	令和 ・ ・
	住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 — 電話 (　　)				
施設等	施設等の名称	施設等の種類	施設等の所在地 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 — 電話 (　　)	施設等所在地又は住居地 〒 — 電話 (　　)	
該当した受給事由 (該当するものを下に○で囲んでください。)	1. 施設等を廃止した、児童数減が規定に満たない等 2. 施設等の所在地又は住居の所在地の市町村(特別区を含む)に変更した 3. 全ての児童が施設入所等児童でなくなった 4. その他(　　)					
該当事由の発生した年月日	令和 ・ ・					
備考						

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎ 欄内の欄は、記入しないでください。
◎ 字は、楷書(ゴシック)ではっきり書いてください。

(日本産業規格A列4番)

（裏面）

注意

1. 「受給者等の氏名(法人名等)」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。「住所(法人の主たる事務所の所在地)」の欄は、受給者が個人である場合は、住民票及び戸籍謄本又は住民票写しを記入してください。
2. 児童である受給者の他の市町村(特別区を含みます。)に住所を変更したことによって、児童手当の受給事由が消滅する場合で、その住所の変更について、転出届に児童手当の受給者であることを書いて提出した場合は、この届は提出する必要はありません。ただし、この場合で提出の際は、「 」内にその理由を具体的に記入してください。
3. 全ての児童が18歳に達することにより受給資格の月末日を経過したことによって、児童手当の受給事由が消滅した場合、この届を提出する必要はありません。
4. 「施設等の種類」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
5. 「住所(法人の主たる事務所の所在地)」の欄は、受給者が個人である場合で、居住地と住民票の住所地が異なる場合には○で囲んでください。
6. イについては、施設等の所在地又は住居の所在を変更した場合に○で囲んでください。
7. 施設等の設置者が市町村及び児童福祉法第27条第1項に規定する児童福祉施設等の所在地の市町村(特別区を含む。)である場合で、その市町村(特別区を含む。)が児童手当の受給事由消滅届を提出しなくてもよいと認めた場合は、この届を提出しないことができます。ただし、施設等ごとに施設等の所在地の市町村(特別区を含む。)に対して、その旨を通知することにより、注意事項を省略することができる。

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第１２号（第９条関係）

様式第12号(第9条関係)

（表面）

水支局　児童手当・特例給付　請求書

殿

			提出年月日	受付機関年月日
			令和 ・ ・	令和 ・ ・
請求者(受給者)に関する事項	(ふりがな) 氏名 (法人名等)		死亡した年月日	平成 令和 ・ ・
	住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 — 電話 (　　)		
養育していた児童	氏名		住所	
			〒 —	
			〒 —	
			〒 —	
			〒 —	
			〒 —	
			〒 —	
請求の内容	請求期間	平成 令和 ・ 月分から 平成 令和 ・ 月分まで	請求金額	円
支払希望金融機関	金融		口座番号	
備考				
提出者	(ふりがな) 氏名 (法人名等)			
	住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 —		
金支給決定年月日	令和 ・ ・		申請書却下年月日	令和 ・ ・

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎ 欄内の欄は、記入しないでください。
◎ 字は、楷書(ゴシック)ではっきり書いてください。

(日本産業規格A列4番)

（裏面）

注意

1 「養育していた児童」の欄は、児童手当等(児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。)の受給資格があった者(死亡者)が養育(監護し、かつ、生計を同じくする状況を継続することをいいます。)をしていた児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)の全てについて記入してください。

2 「請求の内容」の「請求期間」欄及び「請求金額」欄は、「1」の児童手当等の受給資格があった者(死亡者)に支払われるべき児童手当等で、生たその者が支給を受けていなかったものについて、その期間及び金額をそれぞれ記入してください。

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第１３号（第９条関係）

様式第13号(第9条関係)

(表面)

未支払　児童手当　請求書(施設等受給資格者用)

殿

提出年月日	※受付確認年月日
令和　・　・	令和　・　・

受給者又は資格者	あつかった者	(ふりがな) 設置者等の氏名(法人名等)	施設等の名称	施設等の種類	設置者等の住所地(法人の主たる事務所の所在地)	施設等所在地又は里親住所地	
					〒　― 電話　(　　)	〒　― 電話　(　　)	

施設入所等児童であった者	氏名	住所	支払希望金融機関	名称	口座番号	請求の内容			施設入所等児童でなくなった年月日
						請求期間	請求金額	円	平成 令和　・　・
						平成 令和　・　月分から 平成 令和　・　月分まで		円	平成 令和　・　・
						平成 令和　・　月分から 平成 令和　・　月分まで		円	平成 令和　・　・
						平成 令和　・　月分から 平成 令和　・　月分まで		円	平成 令和　・　・
						平成 令和　・　月分から 平成 令和　・　月分まで		円	平成 令和　・　・
備考									

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎　※印の欄は、記入しないでください。
◎　字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

※支給決定年月日	令和　・　・	※請求却下年月日	令和　・　・

(日本産業規格A列4番)

(裏面)

注意

1　この請求書は、里親等への委託が解除され、又は施設等から退所若しくは退院をした施設入所等児童について、未支払の手当がある場合に提出するものであり、当該未支払の手当をその委託が解除され、又は退所若しくは退院をした施設入所等児童に対して支払うために必要となります。
2　「設置者等の氏名(法人名等)」の欄は、児童手当の受給資格者(施設等の廃止等の場合は、受給資格があった者)について記入してください。受給資格者等が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。設置者が国又は地方公共団体である場合は、団体名及び代表者氏名等を記入してください。
3　「施設入所等児童であった者」の「住所」欄は、委託解除又は退所若しくは退院の後の施設入所等児童であった者の住所について記入してください。
4　「請求の内容」の「請求期間」欄及び「請求金額」欄は、「2」の児童手当の受給資格者(施設等の廃止等の場合は、受給資格があった者)に支払われるべき児童手当のうち里親等への委託が解除され、又は施設等から退所若しくは退院をした施設入所等児童の分で、まだ支払を受けていなかったものについて、その期間及び金額を記入してください。
5　「施設入所等児童でなくなった年月日」の欄は、里親等に委託され、又は施設等に入所若しくは入院をしていた施設入所等児童が里親等への委託が解除され、又は施設等から退所若しくは退院をした年月日や、施設等を廃止した場合等で受給資格が消滅した年月日を記入してください。
6　施設等の設置者(小規模住居型児童養育事業を行う者を含みます。)は、施設等ごとに施設等の所在地の市町村(特別区を含みます。)へこの請求書を提出してください。

備考
1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第１４号（第１２条の９関係）

様式第14号(第12条の9関係)

整理番号

児童手当
特例給付　に係る届出の申出書

(宛先)　市町村長

私は、児童手当法第20条の規定に基づき、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、市町村長から支給を受ける児童手当等(児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。)の額のうち、以下の額につき、当該児童手当等の支払期日をもって届出する旨を申し出ます。

□児童手当等の全部 (各月の手当額の全部を届出)	計　　円	
□児童手当等の一部 (各支払期日毎に右の額を届出)	令和　年　月支払期(　月分～　月分)	計　　円
	令和　年　月支払期(　月分～　月分)	計　　円
	令和　年　月支払期(　月分～　月分)	計　　円

(注)保育料の特別徴収、学校給食費等の徴収額がある場合は、それらを控除した後の額とします。

令和　　年　　月　　日

住所(法人である場合は、主たる事務所の所在地)

氏名(法人名等)

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第１５号（第１２条の１０関係）

様式第15号(第12条の10関係)

整理番号

児童手当
特例給付　に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書

市町村長　　殿

私は、児童手当法第21条　第1項 第2項　の規定に基づき、市町村長から支給を受ける児童手当等(児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。)の額から、以下の費用につき、当該児童手当等の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の額同又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、令和　年　月分までの児童手当等から各費用の支払に充てるものとします。

徴収(支払)費用

令和　　年　　月　　日

住所(法人である場合は、主たる事務所の所在地)

氏名(法人名等)

児童の氏名

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第１６号（第１３条関係）

様式第16号(第13条関係)

（表面）

児童手当及び特例給付　受給資格調査員証

第　　号

写真

官　職
又は職名

氏　名

生年月日

児童手当法第27条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)に定める当該職員であることを証する。

年　月　日交付
年　月　日限り有効

印

市町村長又は児童手当法第17条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の規定によって読み替えられる同法第7条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の認定をする者

（裏面）

児童手当法(抄)

(支給の制限)
第35条　児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第27条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。
(罰則)
第38条　(略)
3　児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前2項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第27条第1項の規定によって読み替えられる第7条の認定をする者を含む。以下同じ。)に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。
(調査)
第27条　市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び児童若しくは児童同居等でない者の区分に関する事項を調査することができることを命じ、又は当該職員をして、これらの事項に関し受給資格者の住所若しくは居所に立入り、帳簿書類その他の物件の検査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。
2　前項の規定によって質問をし、又は立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
附　則
(特例給付)
第2条　(略)
3　第6条第2項、第7条第1項及び第3項、第8条から第11条まで、第12条第1項、第13条から第20条まで(第14条第1項、第15項及び第16項を除く。)、第21条から第29条まで(第26条第2項を除く。)並びに第30条の規定は、第1項の給付について準用する。(以下略)

注　意
1. この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2. この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要となったときは、速やかに、返還しなければならない。

備考
1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
2. 大きさは、縦24センチメートル、横8センチメートルとする。